

令和 2 年 1 0 月 1 6 日

○規則

小田原市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 0 月 1 6 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 6 5 号

小田原市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市介護保険条例施行規則（平成 1 2 年小田原市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

様式第 4 0 号を次のように改める。

様式第40号（第16条関係）

年 月 日

様

小田原市長

印

年度 介護保険料 督促状

介護保険料が、年 月 日現在、次のとおり滞納になっておりますので、納付について確認の上、年 月 日までに市役所窓口又は指定金融機関等に納付してください。

この督促状の指定期日までに納付されないときは、地方自治法第231条の3の規定による滞納処分を受けることになります。

また、小田原市介護保険条例第11条の規定により、延滞金も併せて納付してください。

被保険者番号					
被保険者氏名					
住 所					
年 度	期 別		保険料	円	
延 滞 金	円（ 日分） ※延滞金は、発行日現在で計算しておりますが、納入日により再計算した金額となります。 納期限の翌日から、納入した日までの日数に応じて再計算されますので、御了承願います。			納 期 限	
				指 定 期 日	

この督促状について不服があるときは、この督促状を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

そして、審査請求に対する裁決があり、なお、不服があるときは、裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長）裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

この訴えの提起は、審査請求に対する裁決を経た後でなければならないとされていますが、次のいずれかに該当する場合は、裁決を経る必要はありません。

- (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

この規則は、令和2年10月20日から施行する。